

「指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定」における  
足立区公契約条例の適用を受ける労働者等について

「指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定」における、足立区公契約条例（平成25年足立区条例第47号。以下「条例」という。）の適用を受ける労働者等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 当該指定管理者に雇用され、当該公の施設の管理に係る業務に従事する者。（正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト等労働者等の労働の形態を問わず、賃金を支払われる者（労働基準法第9条に規定する労働者））
- (2) 労働者派遣法の規定により当該公の施設の管理に係る業務に派遣される者
- (3) 当該指定管理者が締結する当該公の施設の管理に係る平常的に行われる業務の委託に関する契約に係る業務に従事する者。なお、「平常的に行われる業務」とは、「毎週1時間以上行われる業務」とする。

【具体例】

- ・警備業務のうち、警報機が作動する都度、警備員が来所する業務や、月に1度警備員が来所し、巡回する業務については、対象とならない。
- ・給食業務のうち、配膳業務については、当該公の施設内で毎週1時間以上行われるものは対象となるが、調理業務については、当該公の施設において調理しないものは対象とならない。
- ・廃棄物収集業務のうち、一時的に当該公の施設に立ち入り、廃棄物を収集する業務については、対象とならない。

※次に掲げる者は条例の規定が適用されない。

- ・同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人
- ・労働者ではない者（ボランティア、会社役員等）
- ・最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。）
- ・当該公の施設の管理に係る業務に直接従事しない者
- ・従事した時間が1ヶ月あたり30分未満の者
- ・当該指定管理者又は再委託業者が発注する工事請負契約に係る業務に従事する者